

道路法令関係Q&A

沿道規制と道路法

道路局路政課

（職場での昼休み。机を並べる先輩ダイスケと後輩やすおの会話。）

やすお あれ？先輩、今日はいつもの愛妻弁当じゃないですね。もしかして奥さんとケンカしたとか？

ダイスケ（ギク！）……うるさい。たまには市販の弁当も食べてみたいんだよ。

やすお ふーん、そうですね。

ダイスケ（こいつ、意外と鋭いな…。）

やすお とところで先輩、先輩の机に積んである書類の山、今にもこっち側に崩れてきそうですね。何とかしてくださいよ。

ダイスケ ん？ああ、これか。確かにそろそろ整理しないとな。じゃあさ、もしおまえの机が道路で、おまえが道路管理者だとしたら、こういう場合どうやって対処する？ちゃんと答えられたら片付けてやろう。

やすお んーと、そうですね。書類の山は先輩の机すなわち道路区域外に積まれているわけですね。で、このままだといつ崩れてきて、道路の構造や交通に支障を及ぼすかわからない、と。

ええと…、道路法では、第四十三条で「何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。」と道路に関する一般的な禁止事項を定めていますよね。今回の書類のケースは、そのうちの第二号「みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること」に該当するんじゃないでしょうか？確かにまだ書類は崩れ落ちてはいないけど、道路の構造や交通に支障を及ぼす虞は十分にあると思いますからね。

ですから道路管理者としては、法第七十一条第一項の規定に基づいて先輩に対して措置命令を行います。場合によっては、行政代執行の手続に沿って書類の山を別の場所に動かしますね。

ダイスケ お、なかなか良い答えだな。確かに法第四十三条第二号は「道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為」を道路に関する禁止事項として掲げており、場合によっては道路区域外のことを禁止事項の対象とするという判断が合理的なことがあるかもしれない。例えば、道路区域外の樹木が道路側にはみ出すように生

えているような場合などだ。しかし、原則として道路法が適用されるのは道路の区域内に限られるべきであり、むやみに道路法の適用範囲を拡大するべきではないということを忘れてはならない。今回のような微妙なケースでは、相当慎重な判断が求められることになるだろうな。

やすお うーん、じゃあ一体どう対処すればいいんですか。何かあったら書類の山が崩れてくるということは容易に想定できるのに、実際に道路に支障が生じない限り何も対処できないということですか？

ダイスケ 実はこういったケースは実際の道路管理上問題となっている例が少なくない。例えば

- ① 沿道の崖上に採石場があり当該採石場からの落石の危険がある場合
- ② 沿道の土地が土捨場として利用され大雨の際に土砂が道路に流出するという場合

などが代表例として挙げられる。いずれの場合も、道路の構造や交通に対して支障が及びうるということが容易に想定できるにも関わらず、その危険が道路区域外、すなわち道路法が適用される範囲外にあるために、有効な対抗措置をとることができないということなんだ。

やすお うーん、確かに我々の場合と似てますね。それで、一体どう対処するんですか？

ダイスケ 現行行政法体系の枠内においては原則

として代執行手続によらない自力執行は認められないことになっているが、ある場合には自力執行を行うことが行政目的にもかなっており、

総体的にみて合理的な場合がある。実際に道路における占有関係に関しては、既に道路管理者による一定の自力救済を認める議論がなされてきたんだ。その考えをもとにすれば、必ずしも法第四十三条に係る全ての場合において自力救済の考え方が排除されるものではないとも考えられる。

やすお なるほど。じゃあ先ほどの①・②のケースでも、道路管理者が危険を回避する目的とその範囲内において、臨機応変の対応をすれば良いということですね。

ダイスケ いや、そうでもないんだ。自力救済が認められるのは極めて厳格な要件に当てはまる場合に限定されるべきであるし、法が特別に第四十四条という規定を採用している以上、沿道区域の行為については、専ら第四十四条で処理すべきだろうな。

やすお 第四十四条？

ダイスケ 法第四十四条は、道路管理者が沿道区域を指定することにより、その指定された区域内において一定の権利行使が制限されるという主旨の規定だ。これによって、沿道区域に指定された地域に対して一定の道路管理権を行使す

ることができる。①・②のようなケースでも、法第四十四条の規定を用いることによって、道路構造や交通に支障を及ぼすような危険を事前に回避することができるということなんだ。

やすお なるほど。ということは、先輩の机を沿道指定すれば、先輩は書類の山が崩れないような措置を行う義務が発生し、僕もそれに対して措置命令を行うことができるようになる、ということですね。

ダイスケ そういうことだ。が、しかし！今回は一応不正解ということでもあるし、特別に道路管理者の自力救済を認めてやろう。さ、片付けろ。

やすお え〜!!
ダイスケ おまえが勉強してないのが悪い。それじゃあ、法第四十三条の「みだりに」の意味は知ってるだろうな？

やすお 「正当な権限や正当な事由なく」ということですよ。

ダイスケ そうだ。

：正当な権限や正当な事由なく、他人の妻を助手席に乗せたり、デートしたりしちゃダメだと思っただけだな。

やすお ?先輩、それは「みだりに」じゃなくて、むしろ「みだりに」じゃないですか？

ダイスケ おい！誰がみだらだ!! : 哲子はなあ、哲子は…。ううっ、哲子ーっ!!

(道路に関する禁止行為)
第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたいた積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。
(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)
第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。
3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者
三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者
2 略